

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

中部（静岡）国民年金 事案 3802

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時にA市内で転居したが、その転居先に、年配の男性が国民年金保険料の集金に来たので、申立期間の保険料をまとめて納付した。後日、同じ集金人に、「国民年金の停止の手続きを取ってください。」と言われたので、何か書類に記入したことを覚えている。申立期間の保険料を納付した金額は覚えていないが、きちんと納付していると思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間直前である昭和51年度は前納制度を利用して保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月から同年11月頃までに払い出されたものと推認されることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われ、申立人が20歳に到達した同年*月*日を国民年金の被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、加入手続が行われた後の期間となる申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人は、申立期間当時にA市内で転居し、その転居先に来た集金人に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付し、後日、同じ集金人に、「国民年金の停止の手続きを取ってください。」と言われ、何か書類に記入したことを覚えているとしているところ、i) 国民年金被保険者台帳によると、申立人

は、申立期間中である昭和 52 年 6 月 16 日に同市内で住所変更を行っていること、ii) 同市では、申立期間当時、収納強化月間（毎年 11 月）には、滞納者自宅を直接市職員が訪問し、納付指導を行うこともあったとしていること、iii) オンライン記録によると、申立人が婚姻した同年 9 月 * 日において、元夫は厚生年金保険被保険者であったため、申立人に係る国民年金の被保険者資格が同日付けで強制加入被保険者から任意加入被保険者に種別変更されており、同資格を同年 9 月 28 日に喪失していることが確認できることから、申立人の主張に矛盾する点は見受けられず、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（静岡）国民年金 事案 3803

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、婚姻（昭和62年5月届出）後の同年11月頃に、独身であった時期の国民年金保険料に未納があるから納付するようにと案内のはがきを受け取ったため、社会保険事務所（当時）に電話をした。社会保険事務所の担当者に申立期間の保険料を納付したら今後は納付するように催促されないことを念押ししたところ、大丈夫ですと言われたため、婚姻前である申立期間の保険料4万440円を一括で納付したことを覚えているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間後の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付しており、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号の事務処理状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月頃に払い出されたものと推認され、申立人が20歳に到達した55年*月（後に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年7月に訂正）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は国民年金の被保険者期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする62年11月頃を基準とすると、申立期間の保険料については2年の時効が成立しておらず、申立人は申立期間の保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人の所持する「国民年金集合徴収（年金相談）案内状」によると、当該案内状は昭和62年11月10日付けで作成されていることが確認でき、これは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期とも一致している。

加えて、申立人は、婚姻後の昭和62年11月頃に国民年金保険料に未納があるから納付するようにと案内のはがきを受け取ったため、婚姻前である申立期間の保険料4万440円を一括で納付したことのほか、申立期間の保険料の未納については婚姻前のことであるため、自身の責任であり、自身できちんと納付しておかなければならないものであると思ひ保険料を納付したことを記憶しており、申立期間の保険料を納付するに至った契機及び動機は明確である。これらのことを踏まえると、申立人が6か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は3万円、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月から 19 年 6 月まで
② 平成 18 年 7 月 14 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 7 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 14 日

A社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与より低い額になっている。また、申立期間②から⑤までについて、標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された取引明細表、課税庁から提出された課税資料（平成19年度及び20年度）並びに複数の同僚の給与明細書及び賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準

報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②から⑤までについて、上記取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は3万円、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は23万2,000円、申立期間⑤は23万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、11万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額記録については、申立期間②は19万円、申立期間③のうち、平成21年7月から22年5月までは22万円、同年6月から23年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 9 月から 20 年 8 月まで
③ 平成 21 年 7 月から 23 年 6 月まで

申立期間にA社から支払われた給与額及び賞与額よりも厚生年金保険の記録が低くなっているため、申立期間について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された預金通帳の写し及び「平成16年分給与所得の源泉徴収票」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚の申立期間①に係る賞与明細書により、これらの同僚は、申立人と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において賞与を事業主

から支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与関連資料等から推認できる保険料控除額から、11万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、申立人から提出された「給与明細書」、「給与明細」及び「給与支給明細書」（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、26万円から41万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、申立期間②は19万円、申立期間③は22万円又は26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間②は19万円、申立期間③のうち、平成21年7月から22年5月までは22万円、同年6月から23年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成21年3月、同年4月、同年6月、同年11月及び同年12月は16万円、22年6月、同年7月、23年3月及び同年4月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成20年10月から21年2月まで、同年5月、同年7月から同年10月まで、22年1月から同年5月まで、同年8月から23年2月まで、同年5月及び同年6月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20年10月から21年2月まで、同年5月、同年7月から同年10月までの期間及び22年1月から同年5月までの期間は16万円、同年8月から23年2月まで、同年5月及び同年6月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は6万8,000円、申立期間③は10万6,000円、申立期間④は12万1,000円、申立期間⑤は21万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの厚生年金保険料（申立期間④及び⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年10月から23年6月まで
② 平成20年12月10日
③ 平成21年7月10日
④ 平成21年12月10日

⑤ 平成 22 年 12 月 10 日

申立期間①、④及び⑤について、A社から支払われた給与額及び賞与額よりも厚生年金保険の記録が低くなっており、申立期間②及び③について、賞与の記録が無いので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「給与明細」及び「給与支給明細書」により、申立期間①のうち、平成 21 年 3 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 11 月、同年 12 月、22 年 6 月、同年 7 月、23 年 3 月及び同年 4 月において、申立人は 20 万円から 24 万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、16 万円又は 18 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、「給与明細」及び「給与支給明細書」において確認できる保険料控除額から、平成 21 年 3 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 11 月及び同年 12 月は 16 万円、22 年 6 月、同年 7 月、23 年 3 月及び同年 4 月は 18 万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成 20 年 10 月から 21 年 2 月まで、同年 5 月、同年 7 月から同年 10 月まで、22 年 1 月から同年 5 月まで、同年 8 月から 23 年 2 月まで、同年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額について、申立人から提出された当該期間前後に係る「給与明細」、「給与支給明細書」及び「23 年分給与所得の源泉徴収票」並びに課税庁から提出された 20 年分から 22 年分までの「給与支払報告書（個人別明細書）」（以下「給与関連資料」という。）から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（20 年 10 月から 21 年 2 月まで、同年 5 月、同年 7 月から同年 10 月までの期間及び 22 年 1 月から同年 5 月までの期間は 16 万円、同年 8 月から 23 年 2 月まで、同年 5 月及び同年 6 月は 18 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与関連資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、当該報酬月

額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについて、申立人から提出された銀行預金取引明細表及び上記「給与支払報告書（個人別明細書）」（以下「賞与関連資料」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚の賞与明細書により、これらの同僚は、申立人と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料から推認できる保険料控除額から、申立期間②は6万8,000円、申立期間③は10万6,000円、申立期間④は12万1,000円、申立期間⑤は21万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、平成13年11月から16年4月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間並びに申立期間⑦のうち、18年4月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年11月から15年3月までは26万円、同年4月は34万円、同年5月から同年9月までは26万円、同年10月から16年4月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は28万円、18年4月は41万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①及び⑦に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成16年5月及び同年6月は28万円、申立期間⑦のうち、18年3月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間⑦の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は15万円、申立期間③は6万円、申立期間④は18万3,000円、申立期間⑤及び⑥は20万円、申立期間⑧は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②から⑥までの当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、申立期間⑧の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成13年11月から16年9月まで
② 平成15年7月22日
③ 平成15年12月22日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年8月22日
⑦ 平成18年3月及び同年4月
⑧ 平成23年12月30日

申立期間①及び⑦について、A社から支給された給与額よりも低額の標準報酬月額で記録されている。また、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑧について、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、記録が無い。申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成13年11月から16年4月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間並びに申立期間⑦のうち、18年4月について、申立人及び複数の同僚から提出された給与明細書及び人事記録並びに課税庁から提出された平成16年度から19年度までの課税資料等（以下「課税資料等」という。）から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（13年11月から15年3月までは26万円、同年4月は34万円、同年5月から同年9月までは26万円、同年10月から16年4月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間は28万円、18年4月は41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、上記申立人の給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成16年5月及び同年6月並びに申立期間⑦のうち、18年3月において、34万円から38万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、28万円又は44万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成16年5月及び同年6月は28万円、申立期間⑦のうち、18年3月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、課税資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、課税資料等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑦の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②、③、④、⑤及び⑧について、申立人から提出された預金通帳の写し及び人事記録等により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、申立人と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記人事記録、預金通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書等から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 15 万円、申立期間③は 6 万円、申立期間④は 18 万 3,000 円、申立期間⑤は 20 万円、申立期間⑧は 8 万円とすることが妥当である。

申立期間⑥について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人が当該期間において、その主張する標準賞与額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間②から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑧の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3804

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月

私は、申立期間当時は学生であり、国民年金保険料については、私の将来のために必要なものだからと母親が全て納付してくれていた。母親は、弟が学生であった頃も、弟の保険料を全て納付しており、姉である私の保険料を1か月のみ未納とするはずはないと言っている。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は20歳到達（平成12年*月）を契機として付番されており、申立人は国民年金の被保険者資格を取得した同年5月から厚生年金保険の被保険者資格を取得する15年4月までは、国民年金の被保険者であったことから、母親は申立期間の国民年金保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、これを行ったとする母親は、申立期間に係る保険料の納付時期及び保険料額についての記憶は明確ではないことから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、現年度保険料として納付されなかったため、申立人の大学卒業後であり、保険料の2年の時効が成立する間際の16年3月に過年度保険料として遡って納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料については、当該納付時点において、既に時効が成立していたことから、母親は遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、母親は、申立人の弟が学生であった頃の国民年金保険料については、全て納付しているのに、姉である申立人が学生であった頃の保険料を申立期間

の1か月のみ未納とするはずはないとしているところ、弟の国民年金加入期間（学生納付特例期間を除く。）の保険料については、全て現年度保険料として納付されていることが確認できる。しかし、申立人が学生であった頃の保険料については、平成14年2月及び同年3月以外にも過年度保険料として納付されている期間があり、申立人と弟に係る保険料の納付方法には相違する点が見受けられるほか、上述のとおり、申立人に係る申立期間の保険料を納付していたとする母親は、当時の記憶は明確ではないことから、弟の国民年金加入期間（学生納付特例期間を除く。）の保険料が全て納付されていることをもって、母親が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間については、基礎年金番号導入（平成9年1月）以後の時期であり、この頃になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成元年10月まで

私は、申立期間当時は学生であり、実家から離れ他県に住んでいたが、住民票はそのままにしておいた。そのため、母親か祖母が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料については、母親から「こっちで払っておくからね。」と聞いていた。弟の保険料については未納が無く、全て納付済みとされているので、私の保険料も同様に母親が納付してくれたはずである。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、母親又は祖母が加入手続を行い、母親が保険料納付を行ったところ、祖母については、高齢のため当時の状況を聴取することはできず、母親は、加入手続についての記憶は明確ではなく、保険料については、1か月当たり7,000円から7,600円ぐらいまでを主に申立人の祖母が集金人に納付していたと思うとするのみで、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月頃に職権により払い出されたものと推認され、その際に、申立人が20歳に到達した昭和62年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、母親が国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、上述の国民年金手帳記号番号が職権により払い出された時期（平成

3年10月頃)を基準とすると、申立期間のうち、昭和62年6月から平成元年8月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、同年9月及び同年10月の保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、オンライン記録によると、申立期間直後の同年11月から3年3月までの保険料が同年12月19日に過年度保険料として遡って納付されていることが確認でき、この過年度保険料の納付時点においては、元年9月及び同年10月の保険料も既に2年の時効が成立しており、母親が当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人は、弟の国民年金保険料については、未納が無く、全て納付済みであることから、自身の保険料についても同様に母親が納付してくれたはずであると主張しているところ、弟については、オンライン記録によると、20歳到達(平成元年*月)後から学生が国民年金の任意加入対象者であった3年3月までは国民年金に未加入であり、制度上、学生が国民年金の強制加入被保険者とされた同年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が、同年7月に行われたものとみられる。弟の保険料については、この事務処理が行われた翌月である同年8月16日に、現年度保険料として同年4月から同年7月までが納付され、その後、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで現年度保険料として納付されていることが確認できる。しかし、申立人については、上述のとおり、3年10月頃に、20歳に到達した昭和62年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われており、この事務処理時点において、時効により納付することができない被保険者期間が既にあったことから、弟とは事情が異なり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3806

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から同年12月まで

私の国民年金加入手続については、私が20歳（昭和50年*月）になった頃、母親がA郡B町（現在は、C市）で行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が、それまで納付していた両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の保険料を自身の保険料及び夫の保険料と一緒に納付していたとしているが、保険料額及び納付周期までは覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月頃にB町において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した50年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、母親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられるほか、当該加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年2月から同年6月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、上述の国民年金加入手続時期（昭和52年8月頃）を基準とすると、

申立期間のうち、50年7月から同年12月までの国民年金保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったものの、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間直後の51年1月から52年3月までの保険料については、過年度保険料として53年2月頃に納付されたものとみられ、この申立期間直後の保険料が納付された時期においては、申立期間のうち、50年7月から同年12月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親が保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、母親は、申立人が20歳（昭和50年*月）になった頃については、自身、夫及び申立人の3人分の国民年金保険料を一緒に納付し、自身が厚生年金保険の被保険者であった頃については、夫及び申立人の2人分の保険料を一緒に納付していたとしている。しかし、上述のとおり、申立人の加入手続は、52年8月頃に行われたものとみられるため、母親が3人分の保険料を現年度保険料として納付することができたのは、同年8月以降となる上、オンライン記録によると、母親は、申立人が20歳の時点では厚生年金保険の被保険者であり、50年10月に同被保険者資格を喪失し、国民年金の被保険資格を取得しており、その後、53年5月に、再度、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、母親が2人分の保険料を納付したと述べているのは、母親が再度、厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の記憶であるとも考えられる。

このほか、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8809（愛知厚生年金事案 3749、6516 及び 7296 の再
申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 26 日から 46 年 3 月 1 日まで
② 昭和 47 年 8 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 3 月 26 日から平成 7 年 12 月 26 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしいとして過去3回、年金記録確認の申立てをしたが、私の記録が訂正されないことに納得できない。

今回、私は、私の説明をまとめた年金記録に係る確認申立書、ねんきん特別便、パスポート及び退職金明細書を提出する。これらの資料により、i) 私がA社において申立期間に在籍し、勤務していたこと、ii) 給与から申立期間に係る保険料が控除されたこと、iii) 同社が、私を同社本社から同社の海外事業所に違法かつ虚偽に転籍扱いした上、私を厚生年金保険に違法に加入させておらず、同社が控除した厚生年金保険料を着服していること、iv) 社会保険事務所（当時）が十分な確認や、同社への指導を行わず、私の年金記録について、申立期間の一部期間を「海外滞在期間」又は「任意加入しなかった期間」として記録していること等が立証できる。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

初回の申立期間（今回の申立期間②のうち、昭和 49 年 9 月 12 日から 50 年 3 月 1 日までの期間及び申立期間③のうち、同年 3 月 26 日から同年 8 月 10 日までの期間）については、申立人から提出されたパスポートの渡航記録及び当該期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、当該期間当時、申立人が同社のB国現地法人から一時帰国して同社で研修を受けていたことは推認できるものの、i) 複数の同僚の証言では、申立人の同社での勤務期間が特定できないこと、ii) 同社の健

康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番が無いこと、iii)同社は、申立期間当時の給与台帳等が保存されておらず、申立人の保険料控除及び当時の取扱いについて確認できないと回答していること、iv)申立人が同年3月1日から同年3月26日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることについて、同社は、「申立人が体調を崩すなど、健康保険証が要る状況となり、自社で健康保険組合を持っていたこともあり、一時的に取得させたのかもしれない。」と回答していること、v)同社のB国現地法人の元役員は、「一度、従業員扱いにして給与を出したが、すぐに誤りに気づいて、B国からの出向扱いに戻したのではないか。」と証言していること等から、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時。以下「愛知委員会」という。）の決定に基づき、平成22年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人の再度の申立て（2回目）については、申立人は、「今回、新たな資料は無いが、A社に在籍していながら厚生年金保険料が控除されていないことが納得できないので、前回申し立てた期間を含む同社（A社本社の前身会社）及び同社に在籍した全ての期間について、再度申し立てる。」と主張しているものの、申立期間①（申立期間を昭和39年10月1日から46年3月1日までとする申立て）については、i)A社の当時の同僚（海外事業課のB国担当者）は、「A社がB国に現地法人を作った頃（38年6月）、出向者は現地法人に即時転籍となり、年金もすぐ止めさせていた。」と証言していること、ii)申立人と同時期にB国へ出向した別の同僚は、「昭和38年10月か11月初め頃、申立人とB国へ出向した。その時は、自分は出向元のC社でなくA社に在籍が変わったとばかり思っていたが、年金記録を見てC社のままであることに驚いた。結果的に、A社に転籍していたら、その時点で年金が切られていたのでC社でよかった。」と証言していること、申立期間②については、A社の当時の同僚は、「47年8月以降、申立人の記録が切れたのは、申立人が現地の女性と結婚して子供もでき、生活の基盤をB国に移したので、その後ずっと現地で暮らしていけるように、出向者から現地採用扱いとして転籍させた。日本の会社に籍があるままだと業務命令等で帰国させられることもあるかもしれないと考えた当時の会社の温情だった。」と証言していること、申立期間③（申立期間を50年3月26日から平成7年12月31日までとする申立て）については、申立人の主張等により、技術習得のため一時帰国していた申立人がB国へ戻り、B国の現地法人に勤務していた期間であると考えられるところ、上述した複数の同僚からは、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る証言が得られないこと、このほか、A社本社は、上述のとおり、当該期間当時の給与台帳等を保存していないと回答しており、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等から愛知委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、23年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、「私がA社に在籍した期間は、法律上当然に厚生年金保険の被保険者であり、委員会の判断は、法律と委員会の任務を無視したものである。納得できないので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」として、新たな資料の提出も無く、3回目の申立てを行っているものの、愛知委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、年金記録に関する事項の調査審議を行う機関であり、会社に勤務していたことのみをもって厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとする申立人の主張だけでは、同委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成24年5月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の説明をまとめた年金記録に係る確認申立書、ねんきん特別便、パスポート及び退職金明細書を提出する。これらの資料により、i) 私がA社において申立期間に在籍し、勤務していたこと、ii) 給与から申立期間に係る保険料が控除されたこと、iii) 同社が、私を同社本社から同社の海外事業所に違法かつ虚偽に転籍扱いした上、私を厚生年金保険に違法に加入させておらず、同社が控除した厚生年金保険料を着服していること、iv) 社会保険事務所が十分な確認や、同社への指導を行わず、私の年金記録について、申立期間の一部期間を『海外滞在期間』又は『任意加入しなかった期間』として記録していること等が立証できる。」などと主張し、申立期間①の始期を昭和39年10月1日から同年9月26日に、申立期間③の終期を平成7年12月31日から同月26日までに変更して、4回目の申立てを行っている。

しかし、i) 申立人から提出された資料等では、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 日本年金機構D事務センターは、「ねんきん特別便の『海外滞在期間』及び『任意加入しなかった期間』の記録は、いずれも事業所からの届出により収録された記録ではなく、年金請求の際に請求者より提出された書類により収録された記録である。また、当該期間は、合算対象期間（一定の状態ですべての年金制度にも加入していない期間について、老齢（退職）年金の受給資格期間の対象とはするものの、年金額には反映しないもの。）である。」と回答していること、iii) 年金記録確認第三者委員会は、関係機関等を指導し、あるいはその責任を追及する組織ではなく、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すところであることから、愛知委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、愛知委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年から36年まで

私は、昭和31年から36年までの間、A事業所で働いたが年金の記録が無い。同事業所はB商業施設裏にあったと記憶しており、初めの2年ぐらいは商品管理、その後3年ぐらいは3つの商業施設での販売の仕事をした。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA事業所の事業主及び同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る申立期間当時の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録及び事業所名簿において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができない。

さらに、当時の住宅地図及び電話帳を確認するものの、申立人が記憶するA事業所の所在地であるB商業施設の裏に、同事業所が存在したことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月から33年9月25日まで
申立期間について、A社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が申立人を記憶している旨証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料は保管しておらず、何も分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違している旨証言している上、当該複数の同僚のうちの一人は、「A社では見習期間があり、その間は厚生年金保険が無かったと思う。」と回答していることから、申立期間当時、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。